

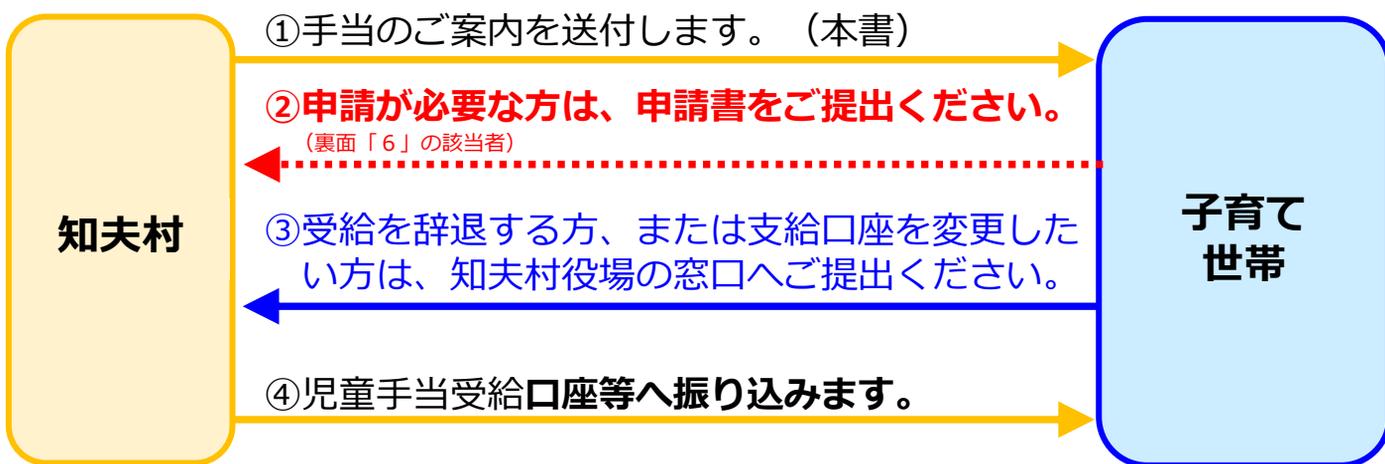
政府の **物価高対応子育て応援手当** のご案内

対象児童1人につき2万円を1回限りで支給します！

■はじめに・・・申請は必要ですか？

原則、**申請は不要**です。

- 1) **申請が必要な方** (②申請書の提出が必要)
→ **裏面「6」をご確認ください。**
- 2) **受給を辞退する方、支給口座を変更したい方** (③届出書の提出が必要)
→ 令和8年2月20日までに、知夫村役場の窓口までご提出ください。



1. うちの子は、対象になるの？【対象児童】

次の児童が対象になります。

- (1) 平成19年4月2日から令和7年9月末までの出生者で児童手当支給対象児童
- (2) 令和8年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童

2. だれがもらえるの？【支給対象者】

上記(1)の児童手当受給者

または

上記(2)の保護者のうち生計を維持する程度の高い者 (裏面「6」をご確認下さい)

3. いくらもらえるの？【支給額】

対象児童1人につき**2万円** (1回限り) です。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

4. いつもらえるの？【支給時期】

知夫村では**令和8年2月下旬以降、支給を開始**します。
以降、入金が確認できない場合は、知夫村役場の窓口にお問い合わせください。
注) 「6」の方については申請が必要なため、支給時期が異なります。

5. どんな方法でもらえるの？【支給方法】

(1) 児童手当受給者

令和7年10月支給時(※)の児童手当受給口座、または**届出書により届け出た口座**に振り込みます。

(※令和7年9月に出生した児童は12月支給時)

(2) 申請を行った保護者(「6」の対象者)

申請書で指定した口座に振り込みます。

注) 口座の解約・変更等により振込みができない場合は支給されませんので、令和8年2月20日までにご対応ください。

6. 申請が必要なのはどんな場合？

次の方は、**令和8年2月20日までに申請書を提出してください。**

- (1) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者
- (2) 所属庁から児童手当を受給している公務員(下記「公務員の方へ」を参照)
- (3) 令和7年10月1日以降、離婚(離婚調停中等も含む)により児童手当の申請が必要になった保護者

～公務員の方へ～

まずは所属庁に手続きについてご確認ください。

また、手当をスムーズに受け取るため公金受取口座の登録をおすすめします。

注) 公金受取口座の登録だけでは今回の手当の申請手続きは完了しませんのでご注意ください。

お問い合わせ先(知夫村)

村民福祉課(物価高対応子育て応援手当担当)

電話: **08514-8-2211**

(受付時間: 平日8:30~17:15)

お問い合わせ先(国)

こども家庭庁 コールセンター

電話: **0120-252-071**

(受付時間: 平日9:00~18:00)

「物価高対応子育て応援手当」に関する

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに知夫村役場から問い合わせを行うことがありますが、**ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。**もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに知夫村役場村民福祉課(08514-8-2211)又は最寄りの警察署や警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。